

2026年10月16日を改定日として本規約の内容を一部改定いたします。

改定後の利用規約は下記URLよりご確認をお願いいたします（黄色く色付けた箇所が改定箇所になります。）

https://www.porters.jp/news/wp-content/uploads/2026/09/20261016_PORTERS_Assist_TermofUse.pdf

PORTERS Assist サービス利用規約

発効日：2025 年 8 月 1 日

第1条(目的等)

PORTERS Assist サービス利用規約（以下「本規約」といいます）は、ポーターズ株式会社（以下「甲」といいます）がお客様（以下「乙」といいます）に対し、求職者に対するスカウトに関連する業務を代行するサービス PORTERS Assist（以下「本サービス」といいます）を提供し、乙がこれを甲に委託することに関する契約（以下「本契約」といいます）の内容となるものです。甲は本契約に基づき、乙に本サービスを提供し、乙は、本サービスを乙の業務用に利用することを目的として、本契約に基づき、本サービスの提供を受けます。

第2条（PORTERS Assist のサービス内容）

甲は乙に以下の各号のサービスを提供します。

- ① 甲は、乙が契約した求職者スカウト機能を有する WEB サービス（以下「外部媒体」といいます）に、乙が甲に使用を許可したログイン ID ならびにログインパスワード（以下「乙 IDPW」といいます）を使用し乙を代行してアクセスし、スカウト候補者の探索を行います。
- ② 甲は、乙保有の求人情報と求職者との間で、AI 機能によりマッチングを行い、スカウト候補者を選定します。
- ③ 甲は、スカウト候補者に求人を提案するためのスカウトメール文面を作成します。
- ④ 甲は乙に代わり、スカウトメールをスカウト候補者に送信します。
- ⑤ 甲は、スカウト候補者の選定結果、求人のマッチング結果、スカウトメール送信結果（「作業結果」といいます）を甲所定の方法で乙に提示します。
- ⑥ 外部媒体の仕様等により求められるときは、甲は乙に代わりスカウト候補者に求人を提案するための求人票を作成し、乙に代わりスカウト候補者にスカウトメールを送信する際、作成した求人票を添付して送信します。

第3条（PORTERS Assist サポート）

1. 本サービスの利用に関わる頭書「スカウト代行開始日」欄記載の日より乙は PORTERS Assist サポート（以下「Assist サポート」といいます）を利用することができます。但し、Assist サポートは乙の本サービスの利用をサポートする目的で提供されるものであり、本サービスには含まれません。
2. Assist サポートのユーザーアカウントは、Assist サポートにアクセスするために必要であり、ユーザーアカウント登録された乙所属の個人のみが Assist サポートへのアクセスお

よび使用を許されます。

3. Assist サポートを使用するにあたり、乙は、甲の指定する方法で Assist サポートを利用するユーザー（以下「サポートユーザー」といいます）の情報を甲に提出します。サポートユーザーの情報を甲に提出するにあたり、乙は、所属企業と個人についての現在の正確な情報を提出すること、および必要な場合には速やかに更新することに同意したことになります。ひとつのユーザーアカウントを 2 人以上の個人が共有したり、使用することは許されておりません。

4. 甲は、Assist サポートに含まれるビジュアル、ドキュメント、ソフトウェア（以下総称して「本コンテンツ」といいます）を乙の本サービスの利用に関わる目的のみに使用し表示する、非独占的、譲渡不能ライセンスを許諾するものです。本規約により明確に許諾されたもの以外の全ての権利は、甲に留保されています。

5. Assist サポートのユーザーアカウント内でのすべての活動や、セッションの最後にユーザーアカウントからログオフすることについては、乙に全責任があります。乙は、パスワード/ユーザーアカウントの無断使用、もしくはセキュリティ違反を発見した場合またはその疑いがある場合には、直ちに甲に連絡しなければなりません。また、本コンテンツのコピーや頒布行為を発見した場合またはその疑いがある場合、直ちにそれらの行為を中止させるよう最善を尽くさなければなりません。甲は、乙の通信もしくはデータへの無断アクセスもしくは改変、送信もしくは受信される情報、データ、Assist サポートを介してなされた取引、または本契約の違反に基づく結果について、責任を負いません。

第 4 条（サービス提供時間）

1. 本サービスの提供時間は、7:00 から 22:00 とします。
2. 甲は、毎週月曜日 18 時まで、前週の作業結果を甲所定の方法で乙に提示します。但し、月曜日が祝祭日等甲の非営業日の場合は、翌営業日の 18 時まで前週の作業結果を甲所定の方法で乙に提示します。

第 5 条（契約期間と契約終了）

1. 本サービスの契約期間は頭書「スカウト代行開始日」欄記載の開始日を含む月の 1 日から起算して 1 カ月以上とし、利用期間中は本規約が適用されます。
2. 甲または乙から更新拒絶の申し込みがなされない限り、当初の契約期間経過後は 1 ヶ月毎に契約期間が自動更新されます。
3. 甲または乙は、契約終了日の前月 25 日までに、書面にて相手方に更新拒絶の通知をすることで、契約終了日をもって本サービスの契約を終了することができます。
4. 甲及び乙は、相手方が本契約に違反し、違反状態を是正するよう催告したにもかかわらず、催告から 1 週間を経ても違反状態が是正されないときは、直ちに本契約を解除することができます。

5. 契約期間終了または契約の解除により、本サービスの提供は終了します。

第6条（利用料金および支払方法）

1. 本サービスの利用料金は、頭書「利用料」欄記載のとおりとします。
2. 利用料金には日割計算は適用されません。1 ヶ月に満たない期間の利用についても1 ヶ月分の利用料金が発生します。
3. 乙は毎月末日までにその前月分の月額利用料金を甲から発行される請求書にもとづき支払うものとします。
4. 利用料金の支払方法は頭書「支払方法」記載のとおりとします。記載がないときは甲の指定銀行口座への振込みによる支払としますが、この場合、振込手数料は乙の負担とします。
5. 乙が支払を延滞した場合は、完済までの期間につき支払金額に年14.6%の割合で延滞金を加算して支払うものとします。
6. 支払期日から30日を経過しても利用料金の支払が完済されない場合は、甲は本サービスの提供を一時停止します。乙は未払いの利用料金を全て支払う事により本サービスの利用を再開できます。本サービス提供停止により乙または第三者に発生する全ての損害（売上、利益、その他の経済的便宜を得られなかったことを含む。また弁護士費用など本サービス提供停止に関連して生じた費用も含む）について、甲は一切責任を負いません。

第7条（利用料金の変更と改定）

1. 乙が利用期間中に、頭書記載の「スカウト代行シナリオ、およびエントリー数上限」のいずれかの変更を希望するときは、乙は甲所定の変更申込書を提出するものとします。甲が変更を承諾したときは、別途甲が定める PORTERS Assist 料金表にしたがい、変更日から変更後の利用料金が課金されるものとします。
2. 甲は、3 ヶ月以上前に第21条（通知）で定める方法で通知をすることにより、PORTERS Assist 料金表に定める利用料金を改定することができます。改定後の利用料金は、更新後の契約期間から適用されます。乙が更新拒絶することなく本契約が自動更新された場合には、変更に同意したものとみなされます。

第8条（甲の責任範囲）

1. 甲は乙 IDPW を善良なる管理者の注意義務をもって保管し、本サービス以外に使用しないものとします。
2. 甲は、乙の求める条件に合致した信頼できるプロフェッショナルな候補者を選定し紹介するための最大限の努力を払います。ただし甲は、マッチングの結果が的確であり乙の要望にかなうことを保証するものではなく、また候補者の能力、勤務態度等が乙の求める条件に適合することを保証するものではありません。また、甲が全てのスカウト候補者や

全ての乙保有の求人情報に対してマッチングやスカウトメール文面作成を行うことを保証するものではありません。また、スカウトメールの文面が乙の要望にかなう事やスカウトメール先の候補者が入社することを保証するものでもありません。

第9条（乙の責任範囲）

1. 乙が甲に使用許可する乙 IDPW は、乙自身がアカウントを有する求人・人材紹介媒体のアカウントに係る IDPW であって、甲に使用許可できる権限を有している IDPW に限られるものとします。乙は不正に入手した外部媒体アカウントを甲に使用許可しないものとします。
2. 甲が代行してスカウトメールを発出した候補者を採用するかどうかは、乙の判断事項となり、甲は当該判断およびその結果について責任を負うものではありません。
3. 乙は、法令、および外部媒体の契約・利用規約を遵守し、その全責任を乙が負うものとします。

第10条（サービスレベル）

甲は本サービスの提供にあたり、「PORTERS Assist サービスレベルアグリーメント」（以下、「SLA」といいます）にしたがい、技術サービスを実施します。本サービスのサービスレベルについては、SLA が適用されるものとします。

第11条（禁止行為）

乙及びサポートユーザーの以下の行為は禁止されています。

- ①本サービス及び Assist サポートの再販および承認範囲を越える使用。
- ②本コンテンツを複製、または第三者にライセンス許諾、販売、移転、利用可能化、頒布および譲渡すること。
- ③甲の許可なくインターネット上で Assist サポート へ「リンク」をはること、他のサーバその他の機器上で本コンテンツを「フレーム」すること。
- ④Assist サポートを使って、違法、いやがらせ、中傷、悪用、攻撃、不法行為、名誉毀損、脅迫、悪意、プライバシーの侵害、下品、猥褻またはあらゆる種類の不快な内容を送信すること。
- ⑤商標、著作権、パブリシティ権など第三者の知的財産権その他の権利を侵害する可能性のある内容を送信すること。
- ⑥ソフトウェアウイルス、トロイの木馬、ワーム、時限爆弾、キャンセルボットなど悪影響を及ぼすまたは有害なコンピュータ・コード、ファイルもしくはプログラムを送信すること。
- ⑦本サービスおよび Assist サポートに接続されているサーバやネットワークを混乱させ、妨害すること、またはかかるネットワークの規則、ポリシー、手続きに違反すること。

⑧他人のユーザーアカウントもしくはコンピュータシステム、または本サービスおよび Assist サポート に接続しているネットワークへ未承認アクセスを試みることを。

⑨ Assist サポート内に保管されたデータから不正に情報を入手すること、当該情報を使用し、もしくは提供すること。

第 12 条（本サービス・Assist サポートの一時的な中断）

1. 甲は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、乙に事前に通知することなく、一時的に本サービス又は Assist サポートの提供を中断することがあります。

- ① 本サービス又は Assist サポート用設備の保守を定期的に又は緊急に行う場合
- ② 火災、停電、洪水、地震等の災害により本サービス又は Assist サポートの提供ができなくなった場合。
- ③ 戦争、労働争議、パンデミック、暴動等、甲のコントロールが及ばない不可抗力により甲が本サービス又は Assist サポートを停止もしくは中止する必要があると判断した場合
- ④ その他、運用上又は技術上甲が本サービス又は Assist サポートの一時的な中断が必要と判断した場合

2. 甲は、前項各号のいずれかにより本サービス又は Assist サポートの提供の遅延又は中断等が発生したとしても、これに起因する乙又は第三者が被った損害について、本契約で定める場合を除き、一切責任を負わないものとします。

第 13 条（免責事項）

1. 甲は候補者の選定結果、候補者の怠業、不誠実、不正行為、職務能力不足に対しては、一切責任を負わず、全ての候補者の能力、勤務態度等に関し明示的、黙示的を問わずなんら表明せず保証いたしません。また甲は候補者の雇用条件の不遂行、不遵守や、候補者が乙に対して与えた損失、損害、経費、遅延に対してなんら責任を負うものではありません。甲は、本サービス及び Assist サポートについて、適時であり遅延がないこと、乙の目的への適合性、正確性および完全性を保証するものではありません。

2. 甲が選定したスカウト候補者に対して、甲がスカウトメールを送付したことにより、乙又はスカウト候補者、第三者に生じた損害（乙及びスカウトメール受信者間の紛争その他トラブルにより乙又は第三者に生じた損害を含むがこれに限られない）については、甲は、一切の損害賠償責任を負わないものとします。

第 14 条（利用不能時の責任）

1. 甲の責に帰すべき理由により、乙が本サービスを全く使用できない状態（以下「利用不能状態」という）が発生したときは、甲は SLA にしたがって乙にサービスクレジットを発行します。

2. 利用不能状態が、乙またはユーザーの故意または過失に起因する場合、天災地変などの甲のコントロール外の事象に起因する場合、乙設備の不具合に起因する場合、その他 SLA においてサービス稼働率算定にあたり除外される障害については、甲は責任を負わないものとします。甲は、利用不能状態について前項に定めるサービスクレジットの発行以外の損害賠償責任を負わないものとします。

3. Assist サポートには利用料金が発生しないことに鑑み、乙又はサポートユーザーによる Assist サポートの利用不能状態について、甲は責任を負わないものとします。

第 15 条（責任の限定）

何らかの請求が発生した場合における甲の責任は、当該請求の原因事実発生前の 6 ヶ月間に乙が実際に甲に支払った利用料金を上限とします。甲は、本サービス 及び Assist サポート利用により発生する間接的損害、付随的損害、結果的損害その他のあらゆる種類の損害（売上、利益、その他の経済的便宜を得られなかったことを含む）について、一切責任を負いません。

第 16 条（秘密の保持）

甲と乙双方は、本契約、本サービス利用ならびに Assist サポート利用に関連して知り得た相手方の機密情報について守秘義務を負い、本サービスの利用及び提供以外に利用しないものとします。機密情報とは、乙 IDPW、乙が甲に提供した求人情報、乙 IDPW 使用により甲が取得した求職者情報、本サービス 及び Assist サポートの営業・技術に関する事業・経営上の諸情報を対象とします。但し、既に公表されているか又は公知となっている情報、機密情報の受領者の責によることなく公知公用となった情報、機密情報の受領後、受領者が正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく開示された情報、相手方の機密情報によることなく受領者が独自に開発した情報、及び匿名加工情報（氏名、メールアドレス、電話番号及び住所が除かれた情報）は機密情報から除外されます。

第 17 条（個人情報の取扱い）

1. 甲は、個人情報及びそれに類する情報を甲が定めるプライバシーポリシー（<https://www.porters.jp/privacy/>）及び個人情報保護法に基づき、適切に取り扱うものとします。

2. 甲は、本サービス、Assist サポートの遂行に際して知り得た個人情報について守秘義務を負い、第 16 条（第三者委託）に定める再委託先等を除く第三者に開示又は漏洩しないものとします。

第 18 条（第三者委託）

1. 甲は、本サービス及び Assist サポートの提供にあたりその一部を、自己の責任におい

て第三者に再委託することができます。

2. 甲が再委託する場合は、本契約において甲が遵守する秘密保持義務及び個人情報保護義務を下回らない義務を遵守させることを前提とします。

第19条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自己または自己の代理人が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ③ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ④ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑥ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

3. 甲及び乙は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他の手続を要することなく直ちに本契約を解除することができ、この場合、相手方は他方当事者に発生した全ての損害を直ちに賠償するものとします。

第20条（権利義務の移転禁止）

甲及び乙は、あらかじめ書面により相手方の承諾を得なければ、本契約に定める自己の権利または義務を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

第21条（通知）

甲から乙への通知は、本契約に際し乙から連絡先として届け出られた乙の電子メールアドレス、住所のいずれかに通知することにより、乙に到達したものとみなされます。

第22条（違約金）

乙が本契約に違背したときは、甲は、乙に対し違約金として利用料金の合計3ヶ月相当額を限度として、甲が指定する金額の支払を請求できるものとします。また、乙は、乙による本サービスの利用、Assist サポートの利用、もしくは乙の本契約違反により発生する請求、費用、損害、損失、義務、出費（弁護士費用を含む）について、甲に補償をし、損害を生じさせません。

第23条（本規約の変更、サービス内容の変更、サービスの中止）

1. 甲が、本規約の変更又は本サービスの内容を変更する場合には、その1ヶ月前に乙にその旨を通知するものとします。
2. 本規約の内容の変更又は本条第1項のサービス内容の変更が、本サービスの機能の著しい低下又は廃止を伴い、乙が本規約の変更又は本サービス内容の変更を承諾できないときは、乙は本規約変更時又は本サービス内容変更時までに本契約の解約を申し入れることにより、本サービスの利用を終了することができます。乙が変更後も本サービスを継続利用しているときは、自動的に本サービスの変更に同意したものとみなされるものとします。
3. 甲が、本サービスの提供を中止する場合には、甲は乙にその1ヶ月前に 文書（電子メールを含む）をもってその旨を通知するものとします。この場合、本契約は当該提供中止日をもって終了するものとします。
4. 本条の手続きに従って実施された本規約の変更、本サービス内容の変更、又は本サービスの提供の中止によって乙に生じた損害について、甲は一切の責任を負わないものとします。
5. 甲は、いつでも Assist サポートの内容を変更出来るものとします。甲は、Assist サポートの内容を変更する際はその旨を乙に通知するものとします。
6. 甲が、Assist サポートの提供を中止する場合には、甲は乙にその1ヶ月前に 文書（電子メールを含む）をもってその旨を通知するものとします。
7. Assist サポートには利用料金が発生しないことに鑑み、Assist サポートの内容の変更又は提供の中止によって乙に生じた損害について、甲は一切の責任を負わないものとします。

第24条（契約終了後の措置及び残存条項）

1. 本契約の終了に伴い、乙は本サービス及び Assist サポートを利用する権利を失うと共に、甲は乙 IDPW の使用ができなくなり、以後いかなる目的でも乙 IDPW を使用しないものとします。
2. 本契約が終了した後も、第16条（秘密の保持）及び第17条（個人情報の取扱い）

の規定は終了後5年間有効に存続するものとし、第13条（免責事項）、第14条（利用不能時の責任）第2項、第3項、第15条（責任の限定）、第22条（違約金）、第23条（本規約の変更、サービス内容の変更、サービスの中止）第4項、第7項、本条、第25条（準拠法及び合意管轄）の規定は有効に存続するものとします。

第25条（準拠法及び合意管轄）

1. 本契約に関する準拠法は、日本法とします。
2. 本契約に関する紛争については、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。